

(別紙5)

緑地保全地区内の土地の買入れ及び適切な管理に係る協定

〇〇県(以下「甲」という。)と〇〇緑地管理機構(以下「乙」という。)とは、都市緑地保全法(以下「法」という。)第8条に基づく緑地保全地区内の土地の買入れ及び適切な管理に係る協定を次のとおり締結する。

(緑地保全地区内の土地の買入れ)

第1条 甲は、法第8条第2項に基づき、乙を〇〇緑地保全地区内の土地の買入れの相手方として定めるものとする。

第2条 乙は、〇〇緑地保全地区内の土地を、法第8条第3項に基づいて買い入れるものとする。

(買い入れた土地の適切な管理等)

第3条 乙は、前条の規定により買い入れた土地については、次に掲げる事項に十分留意しながら、法第9条に基づき、緑地を適切に維持・管理しなければならない。

一 当該緑地を常に良好な状況に維持するため、必要に応じて樹木の剪定、緑地の清掃等を行うこと。

二 当該緑地の隣接民有地等との一体性を十分考慮の上管理すること。

2 乙は、買い入れた土地の管理については、適正な管理を行う観点から、必要な台帳を作成し、甲に対し報告し、甲は、乙による緑地の管理状況を把握するものとする。

3 乙は、当該土地を他に譲渡してはならない。

(違反した場合の措置)

第4条 乙は、第3条の規定に違反し、甲に無断で土地を他に譲渡した場合には、甲に対し、〇〇万円の違約金を支払うものとする。

この協定を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名捺印の上、各自その一通を保有する。

年 月 日

甲：住所

〇〇都道府県知事

氏名 _____ 印

乙：住所

〇〇緑地管理機構代表

氏名 _____ 印